児童扶養手当受給者のみなさまへ

「児童扶養手当」と「公的年金等」*1の両方を受給される場合には、児童扶養手当年金受給開始の手続きが必要です！

（＊1）　遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

●障害基礎年金等*2を受給している方で子の加算部分がある方は、**令和３年３月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給**します。

（＊2）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

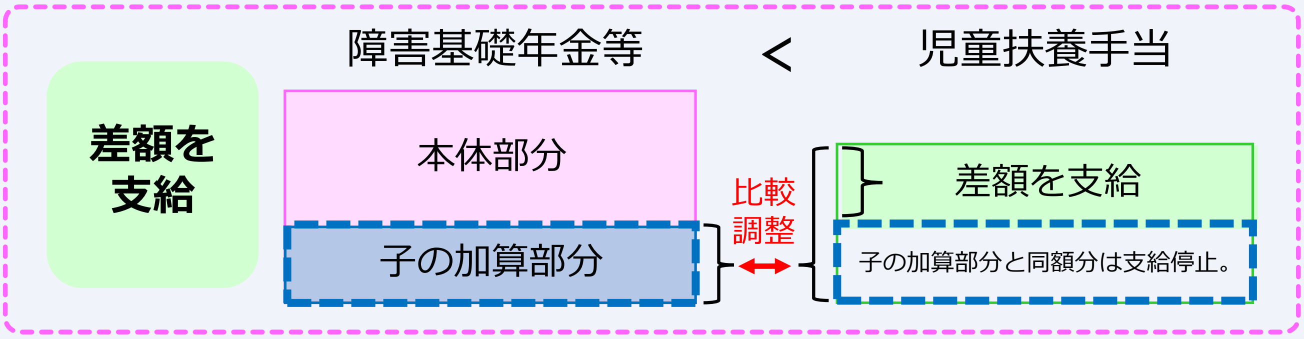

●遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金もしくは、障害厚生年金（3級）のみを受給している方は、その額が児童扶養手当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。

そのため、以下の場合は手続きを行ってください！！

●公的年金を新たに申請・受給する場合

→速やかに呉市役所３階こども支援課までお問い合わせください。手続きに必要な書類をご案内します。

●公的年金等が過去に遡って給付される場合や、公的年金を受給し、児童扶養手当の手続きが遅れた場合

→過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。
速やかに呉市役所３階こども支援課までお越しください。

（お問い合わせ先）

呉市こども支援課（呉市役所３階）　℡（0823）25―3173